

医療機関における医療事故調査のあり方に関する研究

奥休場 雅之(名城大学都市情報学部保健医療情報学研究室)

酒井 順哉(名城大学大学院都市情報学研究科保健医療情報学)

1. 目的

現在多くの医療機関では、患者が死亡または重篤な後遺症が残る医療事故が発生した場合、その原因究明と再発防止を目的として、院内に医療事故調査委員会が設置されるようになった。しかし、一部の医療機関では患者の症状や医療機器の扱い難さなどに責任回避し、医療機関側に偏った調査結果になることもある。また、医療機関における医療事故調査のあり方については、医療事故調査委員会の設置基準、委員構成、事故分析の手法、調査報告の作成から公開のあり方など各医療機関で様々であり、医療機関の規模に応じたガイドが整備されていない。

このような現状において、医療機関における医療事故調査に客観性と透明性をもたせるとともに、医療事故調査の結果報告および再発防止策を公開するため、役立つガイドを策定することを試みた。

2. 方法

今回、医療法施行規則の一部改正によって医療安全管理体制が義務づけられている特定機能病院の医療安全管理室を対象に、医療機関における医療事故調査のあり方について、アンケート用紙を送付し、医療事故調査委員会の設置規定およびマニュアルの有無、委員構成(外部委員を含む)、原因究明手順から公開までの現状を調査した。回収したアンケート用紙の集計結果から現状と問題点の実態を把握し、医療機関における医療事故調査のあり方として医療機関の規模に応じたガイドを検討した。

今回、特に医療機関における医療事故調査に客観性と透明性を担保し、医療事故被害者側の意向を反映させることに重点をおき、事故調査委員会の外部委員を含めた委員構成において、外部委員の重要性について検討しガイドへ反映させた。

3. 外部委員として必要な職種(案)

- 1)発生した医療事故の医療行為を分析できる専門医(関係学会が推薦する者)
 - 2)科学的に事故原因を究明できる薬剤師、看護師、臨床工学技士など
 - 3)航空・鉄道・原子力など医療関係以外の事故分析に従事経験のある専門家
 - 4)事故調査委員会の調査手法、論点を客観的に評価する弁護士、法律家など
- 複数の外部委員を加え、事故調査委員会を構成する必要がある。

4. まとめ

今回の研究を通じて得られた調査結果およびガイドを調査協力医療機関へフィードバックすることにより、各医療機関における医療事故調査が見直され充実されることに役立てられ医療安全管理体制が強化される。

今後、著者らは医療機関の規模に応じた「医療機関における医療事故調査のあり方ガイド」をインターネットで公開し、多くの医療機関が参考とし適切な医療事故調査が実施され医療事故の原因究明と再発防止、医療の安全が実現されるとともに、医療機関が説明責任を果たし医療事故の被害者と家族および社会からの信頼を回復する手段となることを期待している。